

申告に関するQ&A

Q1 市の申告会場で確定申告の受付はできますか？

A1 受付しています。ただし、住宅借入金等特別控除を初めて受けようとする方や、土地・建物の個人売買による譲渡所得があった方などは税務署での確定申告が必要です。（1ページ参照）

Q2 私は開口の少額な漁業収入と、自家消費の農業収入があります。申告は必要ですか？

A2 収入の種類や金額の大小（マイナス所得を含む）に関わらず、全ての収入を申告してください。自家消費のみの場合は、申告の必要はありません。

Q3 私は国（又は県、市）に土地を譲渡しました。申告は必要ですか？

A3 補償内容や他の所得の状況によって、確定申告が必要な場合があります。確定申告が必要ない場合でも、市民税・県民税の申告は必要です。

Q4 収入が給与だけなので申告しなくてもいいですか？

A4 年末調整が済んでいて、勤務先（会社・事業所等）から気仙沼市へ「給与支払報告書」が提出されている場合は申告は不要です。源泉徴収票に記載された控除以外に追加する控除がある場合は、申告が必要です。

Q5 収入が公的年金だけなので申告しなくてもいいですか？

A5 公的年金の支払者に扶養親族や障害などの控除内容を報告済みの場合は、申告は不要です。源泉徴収票に記載された控除以外に生命保険料等の控除を追加する場合は、申告が必要です。

Q6 令和3年中は収入がありませんでした。収入がなくても申告は必要ですか？

A6 下記の制度で、料金の算定や各種申請手続の資料、また、所得・課税証明書の交付の資料にも使用されますので、申告が必要です。ただし、同世帯の親族に所得税又は市民税・県民税における扶養親族として申告されている方は不要です。

【申告内容が反映される主な制度】

- ①国民健康保険 ②後期高齢者医療保険 ③介護保険 ④子ども医療費助成 ⑤心身障害者医療費助成
- ⑥自立支援医療費助成 ⑦児童手当 ⑧児童扶養手当 ⑨母子父子医療費助成 ⑩保育料 ⑪養育医療費助成
- ⑫年金納付猶予・免除 ⑬障害年金所得状況届 ⑭市営住宅使用料 ⑮幼稚園授業料減免 ⑯就学援助費
- ⑰福祉給付金 他

Q7 医療費控除を申告して所得税の還付を受けたいが、簡単な申告の方法はありませんか？

A7 国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」を利用して自宅などで確定申告書を作成し、その申告書を印刷して税務署へ提出（郵送）すれば申告が完了します。

Q8 ふるさと納税（寄附）を行いました。申告はどうすればいいですか？

A8 「寄附金税額控除に係る申告特例（通称：ワンストップ特例）」の申請をした方は、その寄附のために確定申告を行う必要はありません。ただし、6か所以上に寄附した方や寄附以外で確定申告が必要な方は、全ての寄附内容について申告が必要となります。

Q9 今回申告した内容の「所得・課税（非課税）証明書」は、いつ発行できますか？

A9 市民税・県民税を給与からの天引きで納める方は5月中旬から、納付書（口座振替を含む）や年金からの天引きで納める方は6月中旬から発行ができます。

Q10 私の所得超過のため配偶者控除は受けられませんが、配偶者の障害は控除の対象になりますか？

A10 本人の所得超過で配偶者控除を受けられない場合でも、配偶者の所得が48万円以下の場合、障害者控除の対象になります。申告書の⑲障害者控除欄の記入と、⑳㉑配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者欄の同一生計配偶者にチェックをしてください。